

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

南種子町商工会（以下「当会」という）の管轄区域である南種子町（以下「当町」という）は、東南西の三方が海に面している。海岸線からなだらかに傾斜を上り、中央の上中地区は海拔 200m。年間平均気温 18.6℃、降水量は全国平均 1,822mm に対して 3,000mm と温暖多雨、亜熱帯性の気候に属している。自然条件からみて台風、豪雨、土砂災害、高潮、地震等における被害を受けやすい。

特に南種子町は台風の常襲地域であり、西方海上を北上している場合は、東方海上通過時に比べて吹込みと進行方向の相乗効果により雨風が強まり海岸線に晒される西海・島間地区は特段の警戒が求められている。

6～7月にかけては台風と梅雨期とが重なり、一時的な豪雨が発生、急傾斜地崩壊や土石流等の被害をもたらしている。東方河川沿いでは増水と高潮による浸水被害の発生も懸念される。

地震に関して、比較的有感地震の発生は少ない地域ではあるが、南海トラフ・種子島東方沖・トカラ列島太平洋沖を震源とするものが被害想定されており、それぞれマグニチュード 8.2、最大震度を 4・6 強・6 弱として想定されている。



(土砂災害：防災計画)

当町の防災計画によると、土石流危険渓流は 31 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は 68 箇所、地滑り危険箇所は 12 箇所、山腹崩壊危険地区は 14 箇所、崩壊土砂危険地区は 11 箇所、計 136 を危険箇所と指定している。

(津波：ハザードマップ)

当町は三方が海に接しており、津波の被害を受けやすい。ハザードマップによると、西之・下中・荃永・平山地区においては、海岸線より田畑が広がり標高が低い為、10m 以上の浸水が想定されている。また、島間地区は港湾を備えており、そこからの浸水 10m 以上が懸念されている。

当町における想定津波の波源ごとの最大津波

		南海トラフ	種子島東方沖	トカラ列島太平洋沖	奄美群島太平洋沖
最大震度		4	6 強	6 弱	4
最大津波	到達時間	32 分	104 分	39 分	171 分
	津波高	8.99m	5.68m	6.10m	2.95m

(2) 商工業者の業況

当町は「豊かな農産物と観光資源」を有し、町内産業別就業者数割合は、第1次産業 31.0%、第2次産業 12.4%、第3次産業 55.9%である。分類別では、サービス業 35.9%、農業 29.3%、卸・小売業 9.1%で構成されている。

基幹産業は観光関連産業であり、離島特有の美しい景観と鉄砲伝来の歴史的文化財・ロケット基地等を背景にした観光業と、ロケット基地に付随する工事業者の来島による宿泊業・飲食業が主となっている。宿泊業は観光向けと工事業者向けとで大別されるが、基本的に各地へのアクセスが良い上中地区に集中している。眺望・ロケーション重視の観光客向けの宿泊業者は、海岸線沿いや高台など西之・荃永地区に立地する。

第一次産業も盛んであり、稲作・いも類・工芸農作物の土地利用型農業、肉用牛を中心とした畜産業、ぶりの稚魚漁を中心とした漁業において、現在も高い就業率を維持している。

▶ 管内小規模事業者数 263

【業種別】

	小規模事業者数	備考
建設業	40	山腹・山沿いに位置し、土砂災害や浸水のリスクがある。
製造業	26	町内一円に点在し、土砂災害や浸水のリスクがある。
卸小売業	64	多くは中心地に集中する。一部地方の事業者は海沿いにあり、浸水のリスクに晒されている。
飲食・宿泊業	59	多くは中心地に集中する。一部地方の事業者は海沿いにあり、土砂災害・浸水のリスクに晒されている。
サービス業	56	多くは中心地に集中する。一部地方の事業者は海沿いにあり、土砂災害・浸水のリスクに晒されている。
その他	18	町内一円に点在し、土砂災害や浸水のリスクがある。

【地区別】

	小規模事業者数	備考
上中	184	町の中心地であり、事業所が集中している。一部土砂災害が想定される。
平山	13	台風・豪雨時による大浦川の増水、高潮により浸水が想定される。
荃永	25	事業所は点在しており、山を下る県道沿いで土砂災害が想定される。
下中	2	海岸からの標高が低く、津波被害が想定される。山沿いでは土砂災害も想定される。
西之	15	山と海の起伏が大きく、土砂災害が広範囲にわたり想定される。
西海	1	事業所は少ないが、海岸に位置し、土砂災害・津波のリスクに晒されている。
島間	23	港湾に下る山沿いでの土砂災害、高潮による浸水被害が想定される。

(3) これまでの取組

①当会の取組

- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・鹿児島県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入推進

②当町の取組

- ・防災計画の策定、周知
- ・防災ハンドブックの作成及び各世帯への配布
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

※町防災計画における当会の役割

- ・被災者に対する衣料、食品の斡旋に関すること
- ・被災会員等に対する資金の融資及び斡旋に関すること

II 課題

町内は台風災害・土砂災害・水害が頻発しているにも関わらず、事業所自身の被災時の備えが整備されていない状況である。また事業所をフォローするための協力体制も未整備であり、緊急時における具体的な体制・マニュアルの推進が課題である。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対しての助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、など課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・管内小規模事業者に対し、災害リスクの認識を促し、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連携の円滑化を図るため、当会と当町との間における被害情報報告ルート of 構築を行う。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済、保険制度の加入状況を確認し、各災害リスクに応じた共済、保険制度について保険会社と連携して相談会等の実施をする。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 当会では、多発する自然災害や事故、病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・ 令和 2 年に当町が策定した「南種子町地域防災計画書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 商工会報や南種子町広報、HP 等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

項目	現状	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
事業者 BCP 等策定件数	未実施	5	5	5	5	5
専門家派遣件数	未実施	1	1	1	1	1
セミナー開催件数	未実施	1	1	1	1	1

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は令和 2 年に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体との連携

- ・ 当会は保険業務の専門家として、鹿児島県火災共済協同組合・東京海上日動(株)鹿児島中央支社と連携する。
- ・ 鹿児島県火災共済協同組合と BCP 策定関連の巡回指導時に同行訪問を依頼し、自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 東京海上日動(株)鹿児島中央支社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした「事業継続力強化計画」支援セミナー、「簡易版 BCP」作成ミニワークショップセミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関（南種子町観光協会、種子屋久農業協同組合南種子支所、南種子町漁業協同組合、他町内各種団体）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・毎年度、(仮称) 南種子町事業継続力強化支援協議会 (構成員：当会 (法定経営指導員の参画含む)、当町) を年 1 回 (6 月) に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HP への掲載やチラシによる周知及び事務所における掲示をすることで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
事業者 BCP 取組状況のフォローアップ件数	—	5	10	15	20

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害 (震度 6 弱の地震) が発生したと仮定し、当町との連絡ルート確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記手順にて地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当会と当町で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。
※被害状況の報告の基準は以下を想定、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に地区の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県商工政策課へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

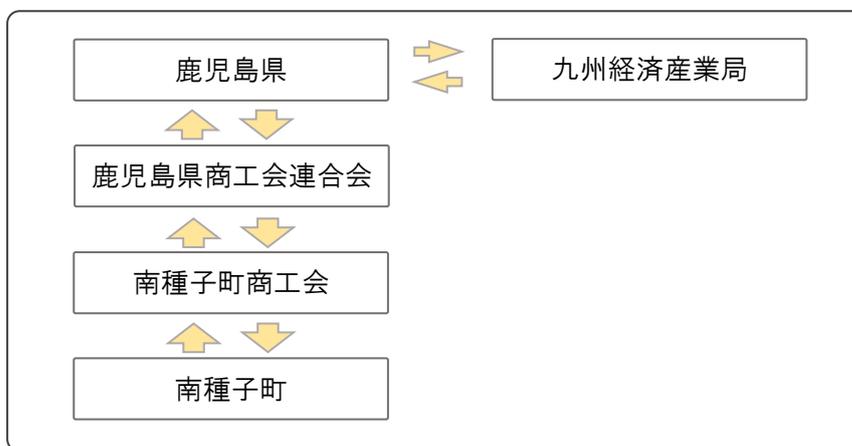
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者： _____
 電話番号： _____ メールアドレス： _____

被害合計金額 0

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に必要な額、 おおよそで可	（被害額内訳） 単位：千円				被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる 内容があれば。
					土地 （増積土砂排除費・ 整地費） （事業用資産に限る）	建物 （事業用資産に限る）	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					

- ・当会と当町が共有した情報を、鹿児島県が指定する方法（下図）にて鹿児島県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当町にて協議を行う。当会は、国の依頼を受けた場合、県商工会連合会から指示があった場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県、全国商工会連合会等に相談する。
- ・連携先の保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

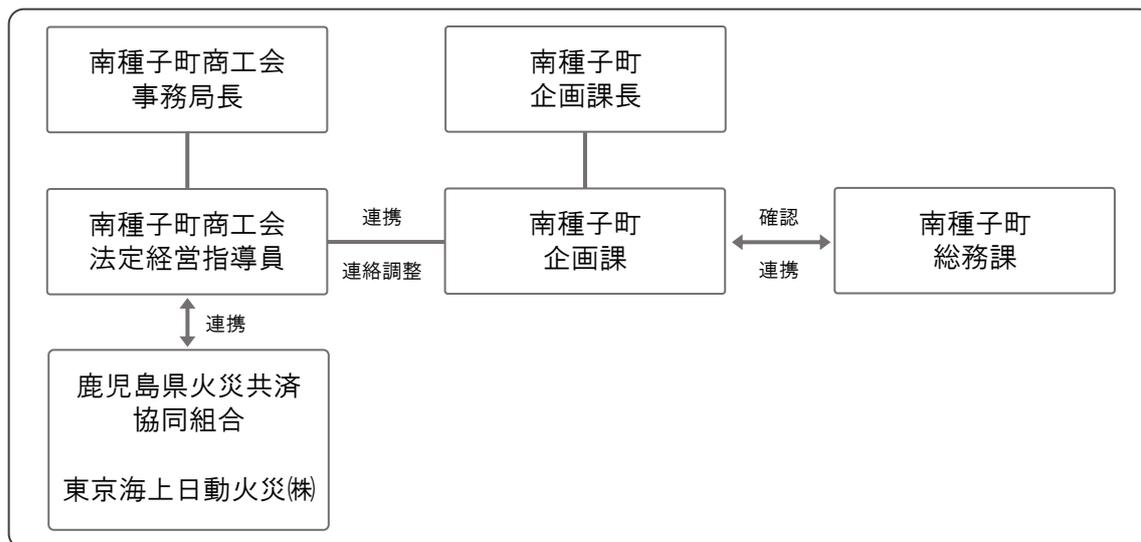
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

(1) 実施体制(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 戸破 健太郎 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

南種子町商工会

〒891-3701 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2293-5

TEL: 0997-26-0140 FAX: 0997-26-1805

Email: minamitanetane-s@kashoren.or.jp

②関係市町村

南種子町 企画課 観光経済係

〒891-3701 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2793-1

TEL: 0997-26-1111 FAX: 0997-26-0708

Email: hope@town.minamitanetane.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作製費	20	20	20	20	20
・ 防災備品購入費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、南種子町補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階 (2) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 支社長 黒木聡 住 所：鹿児島県鹿児島市加治屋町12番5号 鹿児島東京海上日動ビル5階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し、説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 2. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う
連携して事業を実施する者の役割
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。 (2) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 事業継続の取組、BCP 作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。
連携体制図等
<pre> graph TD SO[事業所] N[南種子町商工会] K[鹿児島県火災共済協同組合] T[東京海上日動火災保険(株)] N -- 支援 --> SO SO -- 相談 --> N SO -- 保険金請求 --> T T -- 保険金支払 --> SO N -- 連携・情報提供 --> T T -- 連携・情報提供 --> N </pre>